

陸前高田市空家等対策計画兼
空き家対策総合実施計画

令和6年3月

陸前高田市

目次

計画の位置付け	1
1 空家等に関する対策の対象とする地区、対象とする空家等の種類及びその他の空家等に関する対策に関する基本的な方針	1
2 計画期間	2
3 空家等の調査に関する事項	2
4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	3
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	3
6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	3
7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	6
8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	6
9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	6
資料編	
資料 1 空家等対策の推進に関する特別措置法	7
資料 2 特定空家等の判断チェックリスト	21
資料 3 陸前高田市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則	25
資料 4 陸前高田市空家等対策協議会規則	43

計画の位置づけ

全国的に空家等が増加傾向にあり、市内においても適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

市では、市内の空家等の状況や所有者等の意向を把握し、空家等の利活用に資するため、平成 28 年度に陸前高田市空家実態調査を実施しました。

今後の人口減少や高齢化の影響により、さらに空家等の増加が予想される中、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、「陸前高田市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

なお、本計画は空き家対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画と住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号国土交通省事務次官通知）第 25 第 2 項に規定する空き家対策総合実施計画を兼ねるものです。

市の最上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画」の基本目標 2「快適に気持ちよく暮らすまちづくり」のうち、基本政策 3「住環境整備を促進する」に掲げる空家等対策を促進するとともに、「陸前高田市地域防災計画」、「陸前高田市国土強靱化地域計画」、「陸前高田市環境基本計画」など、関連する他の計画との整合・調和を図ります。

1 空家等に関する対策の対象とする地区、対象とする空家等の種類及びその他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 対象地区

空家等が市内全域に分布していることから、対象地区は、陸前高田市全域（231.94 平方キロメートル）とします。

(2) 空家等の種類

法第 2 条で定める空家等及び特定空家等並びに法第 13 条で必要な措置が規定される管理不全空家等とします。

【空家等】（法第 2 条第 1 項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第 14 条第 2 項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

【特定空家等】（法第 2 条第 2 項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【管理不全空家等】

そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

(3) 基本的な方針

市全域が空家等対策に特に重点的に取り組むべき地域と考え、以下の 3 つの基本方針で施策を推進します。

ア 適切な管理の促進

所有者等による自主的で適切な管理を促進します。

イ 利活用の促進

利用可能な空家等の有効活用を図るため、所有者等の意向を把握しつつ、関係団体等と連携し、利活用を促進します。

ウ 管理不全な空家等の解消

管理不全な空家等及び特定空家等に対し、問題解決に向けた取組みを推進します。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

特定空家等、不良住宅の除却件数 20 棟

2 計画期間

令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間

3 空家等の調査に関する事項

(1) 継続的な実態調査

近隣住民等からの通報や、電気・ガス・水道事業者からの情報をもとに、実態調査を行います。

(2) 所有者等調査

土地建物登記簿、固定資産税納税義務者、住民票・戸籍簿等を調査し、所有者等の把握を行います。

(3) 台帳の整備

平成 28 年度に実施した空家実態調査の調査結果をベースに、上記で収集した情報を追加し、台帳を整備・管理します。

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の適切な管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることを改めて促し、空家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐための対策を行います。

(1) 地域等との連携

地域や各種機関、団体と連携しながら、所有者等に適切な管理を促します。

(2) 市民への情報発信

空家等の予防や管理に関する情報について、ホームページ、広報、リーフレット等により、市民に対して広く情報発信を行い、意識の啓発を図ります。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

利用可能な空家等は地域の有効な資源と捉え、利活用の促進を図ることで、地域の活性化につながるよう、以下の取組みを進めます。

(1) 空き家バンクの活用

空き家バンクの活用により、空家等の利活用を促進するとともに、良好な生活環境の保全や本市への移住・定住の促進を図ります。

(2) 住宅改修支援事業による利活用の促進

移住定住助成金、住まいるリフォーム支援事業等で住宅改修費用を支援することにより、空家等の利活用を促進します。

(3) 空家等除却後の跡地の活用

空家等を除却した後の跡地の活用については、所有者等及び地域と連携しながら、検討します。

(4) 財産管理人制度による空家等の管理・処分

所有者が不明又は相続人不在の場合、財産管理人制度による財産管理人の選任を申立て、空家等の処分や跡地の売却等を行います。

(5) 空家等管理活用支援法人の指定

法第23条で規定される法人から申請があった場合、空家等の管理又は活用を図るために必要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められるときには、空家等管理活用支援法人に指定します。

6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている空家等又は及ぼすおそれがある空家等については、現地調査や所有者等の特定を迅速に進め、所有者等に空家等の現状を伝えるとともに適切な対処を求めます。

(1) 立入調査の実施

特定空家等への措置を講じようとする場合には、法第9条第2項の規定により、必要な限度において、立入調査を実施します。

(2) 特定空家等の判断

ア 上記の調査結果、下記の状態と認められるものについては、特定空家等と判断します。

下記の状態にあるか否かの判断については、岩手県が作成した「特定空家等の判断チェックリスト」により判断します。

- (ア) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (イ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ウ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (エ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

イ 管理不全空家等の判断

現状では特定空家等に該当しなくても、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあると認められるものについては、管理不全空家等と判断します。

ウ 上記の特定空家等又は管理不全空家等に対し、措置を講じるか否かの判断については、周辺の建築物や通行人等への悪影響やその程度及び危険等の切迫性を勘案し、総合的に判断します。

(3) 空家等対策協議会の意見聴取

措置が必要な管理不全空家等又は特定空家等に認定するかどうかの判断に際しては、陸前高田市空家等対策協議会の意見を聴くものとします。

(4) 助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置の実施

ア 措置が必要な管理不全空家等に認定した場合は、所有者等に対し、指導、勧告の措置を講じます。

(ア) 指導（法第13条第1項）

管理不全空家等に認定した空家等の所有者等に対し、特定空家等になることを防止するために必要な措置をとるよう指導します。

(イ) 勧告（法第13条第2項）

指導を行っても状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれ大きいと認めるときは、特定空家等になることを防止するために必要な具体的な措置について勧告します。

勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外されることとなります。

イ 措置が必要な特定空家等に認定した場合は、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置を講じます。

(7) 助言・指導（法第 22 条第 1 項）

特定空家等に認定した空家等の所有者等に対し、行政指導（助言又は指導）により、所有者等自らの意思による改善を促します。

(4) 勧告（法第 22 条第 2 項）

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、期限を定めて助言・指導の内容を講ずるように勧告します。

勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外されることとなります。

(5) 命令（法第 22 条第 3 項）

勧告を行っても必要な改善が見られない場合は、事前通知を行った上で、所有者等に対して相当な猶予期間を定めて勧告の措置を講ずるよう、命令します。

(6) 行政代執行（法第 22 条第 9 項）

命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合に、行政代執行法の定めるところに従い、所有者等がなすべき行為を所有者等に代わって行います。

(7) 略式代執行（法第 22 条第 10 項）

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく、その措置を命ぜられるべきものを確知できないときは、略式代執行を行います。

(8) 緊急代執行（法第 22 条第 11 項）

災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にあるときで、協議会の意見聴取、指導・勧告等の手順を踏んでいる時間的猶予のない場合は、除却、修繕、立竹木の伐採等、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとります。

緊急代執行に要した費用については、行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定を準用し、所有者等から徴収します。

(5) 除却への助成

隣家や通行人等に被害を及ぼすおそれがある特定空家等については、所有者等が行う除却に対する助成制度を創設し、自主的な改善を後押しします。

(6) 空き家対策総合支援事業（空き家対策基本事業）における除却に係る計画

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又は跡地の活用	棟数	事業実施予定時期
除却	市	特定空家等	跡地要件なし	5	R6.4～ R16.3
	所有者	不良住宅・特定空家等	跡地については所有者等の意向による	15	R6.4～ R16.3

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

空家等に関する相談は、利活用や管理、除却、相続、苦情など内容もさまざまであり、内容によって担当部署が複数にまたがる場合や、関係機関に引き継ぐ必要がある場合があります。

そのため、空き家バンクに関することは観光交流課、それ以外は建設課を相談窓口とし、相談内容に応じて、担当部署への引継ぎや関係機関の紹介を行います。

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 庁内の組織体制及び役割分担

課名	役割
総務課	法律上の対応に関すること。
まちづくり推進課	防犯及び生活環境に関すること。
税務課	所有者等情報及び税務上の対応に関すること。
観光交流課	空き家バンク、移住・定住に関すること。
建設課	特定空家等に対する措置に関すること。 空家等対策協議会及び本計画に関すること。
防災課	災害対策及び防災の対応に関すること。
消防署	防火対応、市民の生命・身体・財産等に対する緊急的な対応に関すること。
上記以外の関係課等	上記以外の所掌事項に関すること。

(2) 関係機関等との連携

ア 名称：陸前高田市空家等対策協議会

イ 主な構成員：市長、各種団体等の代表者又は推薦を受けた者、学識経験者等

ウ 協議事項

(ア) 本計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(イ) 措置が必要な特定空家等及び管理不全空家等の認定に関すること。

(ウ) その他市長が必要と認める事項に関すること。

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

計画の検証及び見直し

本計画の達成状況や施策の効果については、P D C Aサイクル（計画 Plan・実行 Do・評価 Check・改善 Action）の考え方にに基づき検証します。

計画期間の中間年経過後の令和 11 年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、地域情勢の変化、法令や補助制度の改正等を踏まえて、随時計画の見直しを行います。

◎空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年法律第127号

改正 令和5年6月14日法律第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第14条第2項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第3条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供

及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第5条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第6条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- (4) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第7条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 前項第5号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。
 - (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第2条に規定する中心市街地
 - (2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第8号に規定する地域再生拠点
 - (3) 地域再生法第5条第4項第11号に規定する地域住宅団地再生区域
 - (4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第2条第2項に規定する重点区域
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - (2) 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第16条第1項及び第18条において「誘導用途」という。）に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この項及び第9項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第10項において同じ。）について第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第43条第2項（第1号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第17条第2項の規定により読み替えて適用する同法第48条第1項から第13項まで（これらの規定を同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。第9項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第17条第1項の規定により読み替えて適用する建築基準法第43条第2項の規定の適用を受けるための要件（第9項及び第17条第1項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員1.8メートル以上4メートル未満の道（同法第43条第1項に規定する道路に該当するものを除く。）に2メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定

める基準を参酌して定めるものとする。

- 7 市町村は、第3項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。）は、第3項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。第18条第1項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第5項の第17条第2項の規定により読み替えて適用する建築基準法第48条第1項から第13項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定又は同法第48条第1項から第13項まで（これらの規定を同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。第17条第2項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第3項に規定する事項が定められたものに限る。第16条第1項及び第18条第1項において同じ。）は、都市計画法第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第7項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（協議会）

第8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要

と認める者をもって構成する。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2章 空家等の調査

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第15条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を

講ずるよう努めるものとする。

第3章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第13条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第14条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の8第1項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の9第1項又は第264条の14第1項の規定による命令の請求をすることができる。

第4章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第15条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第16条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第7条第4項第2号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的

活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのもつてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第17条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第6項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第43条第2項第1号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第6項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第5項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第48条第1項から第13項までの規定の適用については、同条第1項から第11項まで及び第13項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第1項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第9項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第2項から第11項まで及び第13項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第12項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第18条 都道府県知事は、第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第4条第10項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第7条第8項の協議の結果を踏まえ、当該

建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第19条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第49条の規定の適用については、同条第3号中「第21条に規定する業務」とあるのは、「第21条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第19条第1項に規定する業務」とする。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第20条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第21条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項に規定する業務のほか、市町村又は第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第5章 特定空家等に対する措置

第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予

- 期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
 - 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
 - 12 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条

の規定を準用する。

- 13 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第6章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

- 第23条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第24条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を

行うこと。

(監督等)

第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第26条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第27条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第28条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第14条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、

第14条各項の規定による請求をするものとする。

- 3 市町村長は、第1項の規定による要請があった場合において、第14条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第7章 雑則

第29条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第8章 罰則

第30条 第22条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成27年政令第50号で、本文に係る部分は、平成27年2月26日から、ただし書に係る部分は、平成27年5月26日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年6月14日法律第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)附則第2条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第7条第8項及び第18条第1項の規定の適用については、新法第7条第8項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中

核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第22条第10項及び第12項（同条第10項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第6条において「施行日」という。）以後に新法第22条第10項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第14条第10項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第22条第11項及び第12項（同条第11項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第2項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第14条第2項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特定空家等の判断チェックリスト

特定空家等の判断については、次の1から4の各状態を確認し、特定空家等の判断を行う。
一の項目でも該当した場合は、特定空家等と判断する。

	確認欄
1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	
(1) 建物が倒壊等するおそれがある。	
ア 建築物の著しい傾斜 柱の傾斜が1/20超（木造の場合。木造以外の場合は1/30超）である。 ただし、一見して著しく傾いていることが明らかである場合は、目視により判断することも可能。	
イ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	
(7) 基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっていることが、目視により明らかである状態。 (状態の例) ・基礎が破損又は変形している。 ・基礎と土台にずれが発生している。	
(4) 土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食があることが、目視により明らかである状態。 (状態の例) ・土台が腐朽又は破損している。 ・土台と基礎の緊結又は柱脚の緊結金物が腐食又は破損している。	
(5) 複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対する安全性が懸念される状態。 (状態の例) ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。	
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	
ア 屋根ふき材、ひさし又は軒 屋根ふき材、ひさし又は軒の全部又は一部において、脱落、飛散等している、若しくははしそうであることが、目視により明らかである状態。 (状態の例) ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。	
イ 外壁 外壁が脱落している、若しくははしそうであることが、目視により明らかである状態。 (状態の例) ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	

	<p>ウ 看板、給湯設備、屋上水槽等</p> <p>看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部材が腐食し、脱落等している若しくはしそうであることが、目視により明らかである状態。</p> <p>(状態の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。 	
	<p>エ 屋外階段又はバルコニー</p> <p>屋外階段、バルコニーが破損、傾斜若しくは脱落していることが、目視により明らかである状態。</p> <p>(状態の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。 	
	<p>オ 門又は塀</p> <p>門、塀が傾斜若しくは転倒しそうであることが、目視により明らかである状態。</p> <p>(状態の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・門、塀が傾斜している。 	
	<p>(3) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。</p> <p>擁壁の一部又は全部にはらみ、傾き又は崩壊している、若しくはしそうであることが、目視により明らかである状態。</p> <p>(状態の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁に大きなひび割れ又は大きな破損がある。 ・擁壁がはらんでいる又は傾いている。 <p>※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国道交通省都市局都市安全課)による判定を行うことも考えられる。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu_kyoka/takuchi_gaiyo</p>	

2	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	
	<p>(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。</p> <p>吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況にある。</p> <p>浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p> <p>排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p>	
	<p>(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。</p> <p>ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p> <p>ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p>	

3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	
(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。	
景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。	
景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。	
地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。	
(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。	
屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	
多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	
看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。	
立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	
敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	

4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	
(1) 立木が原因で、以下の状態にある。	
立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。	
立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	
(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。	
動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
住みついた動物が周辺の土地・家屋に浸入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。	
門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に進入できる状態で放置されている。	
屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	
周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	

備考

（「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれ」及び「その程度と危険等の切迫性」について特に記録しておくべき事項がある場合、その他特記事項について記載。）

◎陸前高田市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

令和5年10月11日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 法第9条第3項の規定による立入調査等の通知は、空家等立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、空家等立入調査員証（様式第2号）とする。

(管理不全空家等の認定及び指導並びに取消しの通知)

第3条 管理不全空家等の認定の通知及び法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を行った場合において、管理不全空家等の所有者又は管理者が必要な措置を講じたことにより、当該管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でない認めるときは、その旨の通知を管理不全空家等認定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等の適正管理に関する勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(特定空家等の認定及び助言又は指導並びに取消しの通知)

第5条 特定空家等の認定の通知及び法第22条第1項の規定による助言又は指導は、特定空家等認定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を行った場合において、特定空家等の所有者又は管理者が必要な措置を講じたことにより、当該特定空家等の状態が改善され、特定空家等でない認めるときは、その旨の通知を特定空家等認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適正管理に関する勧告書（様式第8号）により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等の適正管理に関する命令書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、特定空家等の適正管理に関する命令事前通知書（様式第

10号)とする。

- 3 法第22条第13項の標識は、特定空家等の適正管理に関する命令に係る標識(様式第11号)とする。

(代執行)

第8条 法第22条第9項の規定による代執行(以下「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の戒告は、特定空家等の適正管理に関する戒告書(様式第12号)により行うものとする。

- 2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の通知は、特定空家等の適正管理に関する代執行令書(様式第13号)により行うものとする。

- 3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第14号)とする。

- 4 代執行に要した費用の徴収に係る行政代執行法第5条の納付の命令は、特定空家等の適正管理に関する代執行費用納付命令書(様式第15号)により行うものとする。

(緊急代執行)

第9条 法第22条第11項の規定による措置(以下「緊急代執行」という。)を行ったときは、その旨の通知及び緊急代執行に要した費用の徴収に係る行政代執行法第5条の納付命令を特定空家等の適正管理に関する緊急代執行通知書兼代執行費用納付命令書(様式第16号)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

空家等立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等	所在地	
	所有者等の住所及び氏名	
2 立入調査の日時		
3 立入調査の趣旨及び内容		

様式第2号（第2条関係）

（表）

		第 号	
空家等立入調査員証			
(写真)	所	属	
	職	名	
	氏	名	
	生	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行			
陸前高田市長			印

用紙の大きさ 縦5.5センチメートル、横9センチメートル

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しました。

ついては、法第13条第1項の規定に基づき、当該管理不全空家等の不適切な状態を改善するよう指導しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる 管理不全空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 管理不全空家等の 不適切な状態の内容		
3 指導に係る 措置の内容		
4 指導の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 1 上記2に記載する管理不全空家等の状態を改善した場合は、遅滞なく、上記4に示す者まで報告してください。
- 2 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空家等	所在地	
	所有者等の 住所及び氏名	

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

管理不全空家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定し、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1	対象となる 管理不全空家等	所在地	
		用途等	
		所有者等の 住所及び氏名	
2	勧告に係る 措置の内容		
3	勧告に 至った事由		
4	勧告の責任者		
5	措置の期限	年 月 日	

備考

- 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しました。

ついては、法第22条第1項の規定に基づき、当該特定空家等の不適切な状態を改善するよう助言（指導）しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1	対象となる 特定空家等	所在地	
		用途等	
		所有者等の 住所及び氏名	
2	特定空家等の不適切な状態の内容		
3	助言（指導）に係る措置の内容		
4	助言（指導）の責任者		
5	措置の期限	年 月 日	

備考

- 1 上記2に記載する特定空家等の状態を改善した場合は、遅滞なく、上記4に示す者まで報告してください。
- 2 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空家等	所在地	
	所有者等の 住所及び氏名	

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、対策を講じるように助言（指導）してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1	対象となる 特定空家等	所在地	
		用途等	
		所有者等の 住所及び氏名	
2	勧告に係る 措置の内容		
3	勧告に 至った事由		
4	勧告の責任者		
5	措置の期限	年 月 日	

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け第 号により法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した期限までに意見書の提出等がありませんでした。

については、次のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 措置の内容		
3 命ずるに 至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する命令事前通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の住所及び氏名	
2 命じようとする措置の内容		
3 命ぜらるるに至った事由		
4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先		
5 意見書の提出期限	年 月 日	

備考 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく、上記4に報告してください。

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

特定空家等の適正管理に関する命令に係る標識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令日		
5 命令の責任者		
6 措置の期限	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日まで履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等のを執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m ² 延べ床面積 m ²
	所有者等の 住所及び氏名	
2 措置の内容		

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに当該措置を履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m ² 延べ床面積 m ²
	所有者等の住所及び氏名	
2 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで	
3 代執行の内容		
4 執行責任者		
5 代執行に要する経費の概算見積額	円	

教示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第8条関係）

（表）

第 号	
執行責任者証	
(写真)	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づく、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日発行	
陸前高田市市長 印	
1 代執行をなすべき事項	
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の陸前高 田市 町字 の建築物の	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日までの間	

用紙の大きさ 縦5.5センチメートル、横9センチメートル

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条） 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する下記特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いましたので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、指定された期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m^2 延べ床面積 m^2
	所有者等の住所及び氏名	
2 代執行の実施年月日	年 月 日	
3 代執行の内容		
4 納付金額	円	
5 金額内訳	円	
6 納付期限	年 月 日	
7 納付方法	同封の納付書により納付してください。	

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

陸前高田市長

印

特定空家等の適正管理に関する緊急代執行通知書兼代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理する下記特定空家等は、適切な管理が行われていないことにより、市民の生命、身体又は財産に損害を与え、又は与えるおそれがあり、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために緊急に措置を行う必要があったため、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、次のとおり緊急代執行を行いましたので、通知します。

なお、措置に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

また、指定された期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

1 措置を講じた空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m ² 延べ床面積 m ²
	所有者等の住所及び氏名	
2 代執行の実施年月日	年 月 日	
3 代執行の内容		
4 執行責任者		
5 代執行に要した金額	円	
6 金額内訳		
7 納付期限	年 月 日	
8 納付方法	同封の納付書により納付してください。	

教示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎陸前高田市空家等対策協議会規則

令和5年12月13日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、陸前高田市附属機関設置条例（昭和30年条例第70号）第4条の規定に基づき、陸前高田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、組織その他運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 陸前高田市空家対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 措置が必要な特定空家等及び管理不全空家等の認定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、委嘱されたときの要件を欠くこととなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 市長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する市の職員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部建設課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。